表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
刈谷市	大興タクシー㈱	（1） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」依佐美線（1,7,8便）	半城土町大原	東刈谷駅南口	小垣江駅西口	往 10.3 km 復 10.2 km	242日	726回			路線定期運行	①	東刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「安城市あんくるバス西部線」、「安城市あんくるバス作野線」及び「知立市ミニバス3コース」と接続	①
	大興タクシー㈱	（2） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」依佐美線（2から6便）	半城土町大原	東刈谷駅南口	小垣江駅西口	往 13.1 km 復 13.0 km	242日	1,210回			路線定期運行	①	東刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「安城市あんくるバス西部線」、「安城市あんくるバス作野線」及び「知立市ミニバス3コース」と接続	①
	名鉄バス㈱	（3） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」東境線	洲原温水プール	刈谷駅北口	刈谷市役所	往 19.0 km 復 19.1km	242日	2,420回	〇		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接続	―
	名鉄バス㈱	（4） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」西境線	刈谷ハイウェイオアシス	刈谷駅北口	刈谷市役所	往 19.6 km 復 18.6 km	242日	2,420回	〇		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接続	―
	知多乗合㈱	（5） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」逢妻線	東新町2丁目	刈谷駅北口	逢妻駅南口	往 17.3 km 復 16.9 km	242日	2,420回	〇		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接続	―
	東伸運輸㈱	（6） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」小垣江線	小垣江駅東口	刈谷駅南口	小垣江駅西口	往 16.2 km 復 15.8 km	242日	2,420回	〇		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接続	―
	東伸運輸㈱	（7） 刈谷市コミュニティバス「かりまる」東刈谷線	東刈谷駅北口	刈谷駅南口	東刈谷駅南口	往 14.9 km 復 14.8 km	242日	2,420回	〇		路線定期運行	①	刈谷駅で補助対象地域間幹線系統「う・ら・ら 刈谷線」と接続	―

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。